

## 発注者支援業務実施要項の概要一覧(抜粋版)【平成25年12月】

業務分野		発注補助業務	技術審査補助業務	監督補助業務	品質監視及び施工状況確認補助業務
1.1対象公共サービスの詳細な内容	(1)業務概要	港湾、空港事業等に関する工事設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行う。	港湾、空港等に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料(公文(案)、入札説明書(案))の作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、総合評価項目の分析・整理等を行う。	港湾、空港等に関する工事実施の監督補助を行う。	港湾、空港等に関する工事実施の検査補助を行う。
	(2)業務の内容	1)積算に必要な現地調査 2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 3)積算根拠資料作成 4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 5)照査	1)工事発注資料の作成 2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理 3)総合評価項目の分析・整理 4)委員会等の資料の作成 5)照査	1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 2)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 3)請負工事の安全対策の確認等 4)その他(災害発生時の情報の収集等)	1)請負工事の施工状況の照合等 2)工事検査等への臨場 3)その他(災害発生時の情報の収集等)
1.2確保されるべき対象公共サービスの質	達成目標	(1)積算に必要な現地調査 業務発注担当部署から貸与された設計資料等を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。 (2)工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成 設計資料等及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。 (3)積算根拠資料作成 「港湾請負工事積算基準」等を十分理解し、適正に実施すること。 (4)積算システムへの積算データ入力(データリストの作成) 積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。 (5)照査 民間事業者は、対象工事毎に指定された業務内容の資料に誤りがないよう照査を行うこと。	(1)工事発注資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理 1)現地調査 指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が工事特性を整理するための的確なものであること。 2)競争参加資格の確認・整理 ①競争参加資格の確認・整理 指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅される確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。 (3)総合評価項目の分析・整理 指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事の施工における専門的技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準に基づき的確に分析されていること。 また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が必要な事項等についても、同様に明瞭に整理されていること。 (4)委員会等の資料の作成 業務発注担当部署が指示した条件に基づき、技術審査会、VE審査委員会及び入札契約手続運営委員会、総合評価技術委員会等の委員会毎に的確で明瞭な基礎資料の作成を行うこと。 (5)照査 対象工事毎に指定された業務内容の資料に誤りがないよう照査を行うこと。	(1)請負工事の契約の履行に必要な資料作成等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (2)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。 (3)請負工事の安全対策の確認等 指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえられていること。	(1)請負工事の施工状況の照合等 1)業務の実施にあたっては、港湾工事共通仕様書等を十分理解し、適正に実施すること。 2)業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。 3)業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。 4)担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。 (2)工事検査等への臨場 既済部分検査、完成検査、段階検査(給付)、段階検査(技術)に臨場すること。
3.入札参加資格に関する事項	競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件	業務実績に関する要件	下記に示される業務について、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す業務の実績を有していること(発注者支援業務については平成25年度完了予定業務を含む)。ただし、地方整備局(港湾空港関係)等が発注し、請負業務成績評定要領の評定点を獲得しているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない(発注者支援業務における平成25年度完了予定業務については、その限りではない)。 ・業務:港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)。	配置予定管理技術者の資格等	配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格等を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。 ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門) ・APECエンジニア(業務に該当する部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工物品質確保技術者(Ⅱ)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る) ※1「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録していない立場にいる者
	配置予定管理技術者に対する要件	同種又は類似業務の実績	配置予定管理技術者は、平成16年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(同種業務については、平成25年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。(中略) 1)同種業務:港湾・空港の工事に関する発注者支援業務(発注機関については問わない) 2)類似業務:港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務(発注機関については問わない)	配置予定担当技術者の資格等	配置予定管理技術者の要件に加え、 ・技術士補(建設部門) ・二級土木施工管理技士 ・土木学会2級技術者 ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ※電気通信設備工事、機械設備工事、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、当該分野の資格を配置予定担当技術者の資格要件として加える。
	配置予定担当技術者に対する要件	判断基準	配置予定管理技術者の要件に加え、 ・技術士補(建設部門) ・二級土木施工管理技士 ・土木学会2級技術者 ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者 ※電気通信設備工事、機械設備工事、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、当該分野の資格を配置予定担当技術者の資格要件として加える。	評価のウェイト	①5 ②3
5.対象公共サービスを実施する者のための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	総合評価の項目	技術者資格等	判断基準	評価のウェイト	①5 ②3 ③0
7.公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項等	(1)報告等について	1)積算関係資料(積算を行うための工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算根拠資料、積算データ等)の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月業務発注担当部署へ報告すること。 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(積算上必要となる施工条件等)	1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項	1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等) ・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況	1)民間事業者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、業務発注担当部署に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。 ・実施した業務の内容 ・その他必要事項 2)業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、もしくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面で提出するものとする。 ・業務実施にあたり留意すべき点(施工条件、沿道状況、地元との協議内容等) ・業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況
(8)契約の変更及び解除	2)契約内容の変更	①補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。 ②現場条件等により変更契約を行う工事の件数が当初想定から変動した場合。	補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。	補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。	補正予算に伴う追加工事や、新規事業採択に伴う業務量の変動が生じた場合、又は予算減額に伴う工事減少が生じた場合。